

1 学校いじめ防止基本方針の策定について

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、多岐にわたっている。また、いじめは、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめへの対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け指導体制を定め、いじめの未然防止を図るとともに、いじめの早期発見に取り組む。あわせて、いじめを認知した場合の適切で速やかに対応するための取り組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止等の対策のため「いじめ防止等対策委員会」を設置し、いじめの未然防止・早期発見及び対応を行う。

いじめ防止等対策委員会は、教頭、生徒指導部長、保健環境部長、教務部長、人権・同和教育主任、各学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターをもって構成する。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー等）、医師、警察経験者など、外部専門家を加える。

3 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止

①いじめの防止に対する環境づくりや継続的な取組

生徒の尊厳が守られ、生徒にいじめを行わせないためには、未然防止にすべての教職員と生徒、すべての力を結集して取り組んでいく。

未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていることである。

また、こうした未然防止の取り組みが着実に成果をあげているかどうかについては、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取り組みを継続する。

②いじめの防止のための取組

いじめの防止のために以下の点に留意して取り組むこととする。

- 中学校との連携を密にし、生徒同士の間人間関係に関わる情報の共有を図り、環境づくりに生かす。
- いじめについての校内研修を行い、教職員全員の共通理解を図る。
- 学校の諸活動でいじめの問題に触れ、「いじめは許されない」という雰囲気醸成していく。
- 人権教育や道徳教育の充実、読書活動、体験活動等の推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、互いの人格を尊重する態度を養う。
- 生徒のコミュニケーション能力を育て、いじめを行わない態度・能力を育成する。
- いじめが行われる要因には、勉強へのストレス等が関わっていることもあり、生

- 徒一人ひとりを大切にした「わかる授業」をめざし、教員の授業力を向上させる。
- 生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりや機会を提供し、生徒の自尊感情や自己肯定感を高める。
 - ストレスに適切に対処できる力を育成する。
 - 生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめを訴えるような取り組みを推進する。
 - 所轄警察署と連携し、少年補導職員や少年警察ボランティア等とともにいじめ防止・非行防止に向けた取り組みを推進する。

(2) 早期発見

①いじめの積極的な認知と情報の共有

ささいな兆候でも見逃さない姿勢を持ち、早い段階から複数の教職員で関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。そのために、研修を行ったり、チェックシートを利用したりするとともに、生徒との信頼関係を構築する。また、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

②いじめの早期発見のための措置

- 定期的なアンケート調査の実施や教育相談により、いじめの実態把握に取り組む。
- 生徒との信頼関係を築き、日ごろからいじめや悩みを訴えやすい雰囲気を作る。
- 休憩時間や放課後の生徒の様子に目を配る。
- 生徒や保護者の悩みを受け止めることのできる相談窓口を周知する。

(3) いじめに対する措置

①いじめに対する組織的な対応及び指導

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。いじめを受けた生徒や、いじめを知らせてきた生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守る。いじめを行った生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼をおいた指導を行う。

②いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめの発見・通報を受けた教職員は、いじめ防止等対策委員会に報告し、情報を共有する。
- いじめ防止等対策推進委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴きとり、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 事実の確認の結果は、校長が県教育委員会に報告をする。
- いじめを行った生徒・いじめを受けた生徒の保護者に連絡をする。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

- いじめを受けた生徒への支援
 - ・いじめを受けた生徒にとって信頼できる人と連携し、継続的に寄り添い支える体制を作る。
 - ・状況に応じて、外部の専門家の協力を得ながら継続的な支援を行う。
- いじめを受けた生徒の保護者への支援
 - ・事実関係の聴取を行った後、家庭訪問等により、速やかに保護者に事実関係を伝えるとともに、今後の対応等について情報共有を行う。

④いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

○いじめを行った生徒への指導

- ・複数の教職員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発防止の措置をとる。
- ・懲戒や警察との連携による措置等も含め、毅然とした対応を行う。
- ・いじめを行った生徒に心理的孤立感や疎外感を与えることがないように配慮する。

○いじめを行った生徒の保護者への助言

- ・迅速に連絡をし、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

⑤いじめが起きた集団への働きかけ

○いじめを傍観していた生徒に対して、自分の問題として捉えさせ、いじめをやめさせる、誰かに知らせることができるよう指導する。

○いじめの観衆であった生徒に対して、いじめに荷担する行為であることを理解させる。

⑥ネット上のいじめへの対応

○ネット上の不適切な書き込みや画像の添付等については、学校ネットパトロール等を活用して早期発見に努める。

○被害の拡大を避けるため、直ちに削除するなどの措置をとる。その際、必要に応じて、他の学校や法務局、警察、インターネット・携帯電話関連の事業者等にも協力を求める。

(4) その他の留意事項

①組織的な体制整備

いじめへの対応については、いじめ防止等対策委員会を中心として、情報を共有しながら学校全体の問題として組織的に取り組む。

②校内研修の充実

全教職員のいじめの問題等に関する共通認識を図るため、年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

③学校相互間の連携体制の整備

いじめが他校の生徒との関わりで生じている場合、他校との情報共有を図り、いじめを受けた生徒及び保護者やいじめを行った生徒及び保護者に適切に支援、指導、助言ができるように、相互に連携・協力を行う。

④地域や家庭との連携及び保護者への支援

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得るよう努める。また、PTAや地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けるなどして、地域や家庭と連携した対策を推進する。

